

第二十八回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和三十三年二月十三日(木曜日)午後一時三十二分開会

委員の異動

本日委員伊能繁次郎君、堀見俊二君、宮澤喜一君及び小林孝平君、辞任につき、その補欠として吉米地義三君、吉米地英俊君、田中茂穂君及び江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

河野 謙三君
西川 甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員
岡崎 眞一君
木暮武太夫君
左藤 義詮君
田中 茂穂君
土田国太郎君
吉米地英俊君
増原 恵吉君
山本 米治君
荒木正三郎君
江田 三郎君
大矢 正君
栗山 良夫君
野溝 勝君
杉山 昌作君
船川 義介君

政府委員

大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵大臣官 房日本専売公社監理官 村上孝太郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案(内閣送付、予備審査)

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に關する法律案(内閣送付、予備審査)

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

委員長(河野謙三君) これより委員會を開きます。

議事に入ります前に、前回の委員會散會後理事會におきまして、明十四日金曜日(定例日)であります、委員會を開かないことに申し合せましたので御了承いただきます。

また本日付をもつて委員宮澤喜一君、伊能繁次郎君、小林孝平君、堀見俊二君が辞任され、その補欠として田中茂穂君、吉米地義三君、江田三郎君、吉米地英俊君が委員に選任されましたことを御報告いたします。

委員長(河野謙三君) それでは、本日はまず、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案
補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に關する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

以上いずれも予備審査の八法案を便宜一括議題として政府より提案理由の説明を聴取いたします。

政府委員(白井勇君) ただいま議題になりました製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案外七法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

最初に、製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、日本専売公社製造たばこの最高価格を定めていた価格表の一部を改正するものであります。

その概要を申し上げますと、専売公社におきましては、フィルター付紙巻たばこが世界的な流行を示し、国内においても強い発売の要望がありましたので、この要望にこたえるとともに専売益金の増収をはかるため、昭和三十三年七月一日からフィルター付紙巻たばこ「ホープ」を試製して販売中であり、また新しい需要層を開拓して売れ行きの増進と専売益金の増収をはかるため、同年八月一日からは「かま」と「みどり」を試製して販売中であり、その売れ行き状況はいずれも良好でありますので、今後継続して販売するため、これらを価格表に追加しようとするものであります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本開発銀行は、昭和二十六年四月に設立されて以来、長期設備資金の融

通により、わが国経済の再建及び産業の開發の促進に努めて参っておりますことは、御承知の通りであります。今後ともわが国経済基盤の充實強化について、同行の業務活動に期待するところは、きわめて大きいものがあると考へます。

現在、日本開発銀行が行います借り入れ及び債務保証の金額につきまして、法律上自己資本と同類以内ということに制限されておりますが、最近における同行の業務の状況、特に國際復興開發銀行よりの外貨借款の増大等を考慮いたしますと、現行規定では借り入れ及び債務保証の限度額に制約されて、今後の円滑な業務運営に支障を来たすこととなります。従つて、この制限を金融機關としての健全性をそなわれない範囲内において緩和することが必要と考へられますが、この点につきましては、すでに日本輸出入銀行について適用いたしておりますところと同様に借入金の限度額を自己資本の二倍としたすとともに、貸付金と債務保証との合計額は、自己資本の額と借入金との限度額との合計額をこえないこととするのが適当と考へられ、これがために日本開発銀行法に所要の改正を行う必要があるものであります。

次に、昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年年度から昭和三十三年年度までの各年度におきましては、国債の償還等に充てるための資金の繰り入れの特例をいたしまして、国債の元金償還に充てるために一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき最低金額は、財政法第六条の規定による前々年度の剰余金の二分の一相当額にとどめ、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首における国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰入基準は、これを適用しないこととしたしております。また、これとともに、日本国有鉄道または日本電信電話公社が日本国有鉄道法施行法第九条または日本電信電話公社法施行法第八條の規定により一般会計に対して負ういわゆる法定債務の償還元利金については、直接、国債整理基金特別会計に繰り入れ、この繰入額に相当する金額については一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れがあったものとみなす特別の措置が講ぜられてきたのでありますが、昭和三十三年年度におきましても、国債償還の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるため、前年度と同様これらの措置を講じようとするものであります。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理合理化につきまして、昭和二十九年年度以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものにつきまして、補助金等の臨時特例等に関する法律により、特別の措置を講じてきたのであります。

政府といたしましては、補助金等の整理合理化につきまして、今後ともなお調査検討を進めて参る所存であります。昭和三十三年年度予算の編成に当りまして、この建前から各種補助金等につき検討の結果、同法による特別措置を、昭和三十三年年度においても、なお、引き続き講ずることとする必要があると考えられますので、今回、その有効期限を昭和三十四年三月三十一日まで、一年間延長することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

食糧管理特別会計におきましては、従来、食糧管理のためにする食糧、農産物価格安定法に規定する農産物等、飼料需給安定法に規定する飼料、及び、ん菜生産振興臨時措置法に規定するテンサイ糖の買入れ及び売渡り等、並びに農産物検査法の規定による農産物の検査に関する歳入歳出を一体として経理して参つたのでありますが、これらの経理の内容をさらに明確にするため、この会計の運営の健全化をはかるため、今回この法律案を提出した次第であります。

その大要を申し上げますと、第一は、この会計を国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、農産物等安定勘定、業務勘定及び調整勘定の六勘定に区分することとしたしております。これを各勘定について申し上げますと、国内米管理勘定、国内麦管理勘定及び輸入食糧管理勘定においては、国内産米穀、国内産麦及び輸入にかかる主要食糧の買入れ及び売渡し等に関する歳入歳出を、農産物等安定勘定においては、農産物価格

安定法、飼料需給安定法及びん菜生産振興臨時措置法に基く農産物等、飼料及びテンサイ糖の買入れ及び売渡し等に関する歳入歳出を、業務勘定においては、この会計の事務取扱及び施設運営、農産物検査等に関する歳入歳出を、調整勘定においては、調整資金に充てるための一般会計からの受け入れ、他勘定における所要資金の借入れ及び償還並びに他勘定における所要資金の当該勘定への繰り入れ及びこの繰入金金の返還金の受け入れに関する歳入歳出を、それぞれ経理することとしたしております。

第二は、調整勘定に資金を設け、一般会計からの受入金及び当該勘定における利益の繰入金に相当する金額をもつてこれに充てることとし、食糧管理特別会計の運営の健全化に資するための措置を講ずることとしたしております。

第三は、各勘定の利益及び損失の処理に関する規定であります。すなわち、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定及び業務勘定の利益または損失は、調整勘定に移して整理することとしたしております。なお、この整理をした後に、調整勘定に利益または損失があるときは、利益の額を調整資金に組み入れ、または損失の額を限度として調整資金を減額して整理することができることとしたしております。また、農産物等安定勘定の利益または損失は、当該勘定の積立金としたり、または積立金を減額して整理することとしたしております。

第四は、前述の諸措置に伴いまして必要な規定の整備をはかることとし、この会計の昭和三十三年年度末における資産及び負債の各勘定への帰属並びに昭和三十三年年度にこの会計に設けられる資金の承継について、所要の規定を設けることとしたしております。

次に、食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、食糧管理特別会計の運営の現状にかんがみまして、この会計に資金を設け、この会計の運営の健全化をはかるものとして、一般会計から繰り入れる百五十億円を充てることとしたしております。この資金は、一般会計から繰り入れますが、これに必要な予算措置をいたしましては、別途、今国会で御審議を願っております。昭和三十三年年度一般会計予算補正におきまして、一般会計から食糧管理特別会計への繰入金のうち所要額を計上いたしております。

なお、各年度の損益計算上、利益があるときは、その額を資金に組み入れ、損失があるときは、その額を限度として資金を減額し、その処理をすることといたします。

次に、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案について申し上げます。

を生じたのであります。また、漁船乗組員給与保険法の規定による漁船の乗組員の抑留を保険事故とする給与保険につきましては、昭和三十一年度において保険事故が異常に発生いたしましたため、第二十六回国会において成立いたしました漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律によりまして、とりあえず、昭和三十一年四月一日から昭和三十三年二月末日までの間に於ける損失を埋めるため、一般会計から、この会計の給与保険勘定に九千四百八十八万九千円を限度として繰り入れることができることとしたのであります。ところが、同年三月においても引き続き保険事故の異常な発生を見、同年度の損益計算上、約九百六十七万八千円の損失を生じ、さらに昭和三十三年四月一日から同年十二月末日までの間におきまして、約七千三百七十七万九千円の損失を生じたのであります。

この法律は、これらの損失を埋めるため、昭和三十三年度におきまして、一般会計から、この会計の特殊保険勘定に四千四百七十七万六千円、給与保険勘定に八千三百五十万円を限度として繰り入れることができることとしようとするものであります。

最後に、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本年一月二十日、日本国政府とインドネシア共和国政府との間で調印されました旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書は、この議定書につきま

ての批准書交換の日または日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の効力発生の日の、いずれかおそい日に効力を生ずることとなっております。

この議定書の効力が発生いたしますと、議定書第二条の規定に基づき、日本国がインドネシア共和国に対して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セントの額の請求権を放棄することとなります。この請求権を放棄することによりまして、外債為替資金において、この請求権の額をこの法律の施行の日における基準外債為替相場で換算した金額の損失が生ずることとなります。この損失金額を外国為替資金の金額から減額して整理しよとするものであります。

以上、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案外七法律案につきまして、提案の理由を申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませよう、お願い申し上げます。

○委員長(河野謙三君) ただいま説明を聴取いたしました各法律案について補足説明並びに質疑は、後日に譲ることになりました。

○委員長(河野謙三君) 次に、たばこ専売法の一部を改正する法律案を議題として、大蔵省当局より内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(村上孝太郎君) たばこ専売法の改正につきましては、昨年夏この法律案につきましては、昨年度じゅういろいろ懇談会の席上におきま

して、御議論をいただき、かつ御指示も賜わったわけでございまして、詳しく説明する必要はないと思っておりますが、お手元に配りました資料の新旧対照表によりまして、簡単にこのたび政府が提案いたしました法案の内容につきまして御説明をいたします。

今度提案いたしましたたばこ専売法の一部改正の内容をいたしましては、まず第一に価格基準の問題、それから第二に、許可基準、この許可基準に關連しまして異議の申立制度の問題、それから審議会の問題、大体大きく分けましてこの三つが問題になるわけでございまして。

まず第一の価格基準でございますが、お手元にご覧いただけます新旧対照表の二枚目をまわっていただきますと、そこに第五条の三項として「前項の価格は、生産費及び物価その他の経済事情を参酌して、耕作者が適正な対価を得ることができるよう定めなければならない」と、こゝろに挿入されております。で、懇談会の席におきましては、「耕作者が適正な対価を得ることができるよう定めなければならない」という言葉を、「再生産を確保することができるように定めなければならない」といふふうに表現してはどうかというお話があったわけでございまして、「耕作者が適正な対価を得ることができるよう定めなければならない」といふふうな表現を確保するために、再生産を確保することができるように定めなければならない」といふふうな書きましたゆえんのもの云々と書きますと、現在の食糧管理法第三条の米価に關する価格基準と全く同様な表現になるわけでござい

ます。ところがタバコという耕作物は、おのずから米という主食でありかつ恒久的に不足しておりまして農作物と同じような表現では私はおかしいと思いませんし、また現実の価格算定方式が米価とタバコでは違っております。従って法文上全く同じ字句によつて表現するというのが適当でない、こゝろに政府は考へまして、「耕作者が適正な対価を得ることができるよう定めなければならない」と、こゝろに挿入したわけであります。

その次の四項は、その次に第三番目に申し上げますたばこ耕作審議会にタバコの価格を定める場合には意見を聞かなければならないといふ規定でございます。順序に従つてこの第四項も次に御説明申し上げます。この規定に關しては「その意見を聞かなければならない」といふ表現が、「議を経なければならぬ」といふふうな表現に替へてはどうかといふ御意見があったように私は記憶いたしております。諮問機関につきましてその意見を聞かなければならないと書くのがいいか、議を経なければならぬと書くのがいいか、いろいろ法文上のテクニクの問題があらうと思ひますが、過去の審議会について私思ひますが、議を経たものであります。価格を決定する審議会につきましては、議を経なければならぬといふふうな表現をとつた前例はないようございまして、それからまた諮問機関としての一般的な表現が、その意見を聞かなければならないといふふうな表現は、その意見を聞かなければならない

という表現にいたしましたわけであります。

それからその次の改正点は、第七条の二項でございます。第五条第四項の規定は、前項の規定によるたばこの種類及び耕作面積の決定について準用する、たばこに適用した第五條第四項の耕作審議会の意見を聞かなければならないという耕作審議会の審議の対象をいたしまして、価格のみならず耕作面積の決定、毎年公社が定めますところの耕作面積の決定といふ重要な事項についても審議会に諮る、その意見を聞けといふことが書いてあるわけであります。

それからその次は、一枚めぐつていただきますと、第九条でございますが、第九条の改正は現行の第九条を二つに分けて、あとの半分を「九条の二」という独立の条文にいたした点が違つております。で、前半は現行の九条の前半と全く同じでございます。で、説明を省略させていただきます。後半の部分を「九条の二」といたしまして、許可の基準という題目をつけまして、独立したわけでございまして、これが現行の九条の後段と違つております。まず第一に、タバコ耕作の許可をいたそうとする場合に、耕作経験の有無といふことを許可基準の中に入れたわけであります。これはタバコ耕作権についていろいろ永年耕作権といふふうな問題がございまして、その御意向を政府の立場から入れる最大限に表現いたしました。耕作経験の有無といふ許可基準を九条の二の中に入れたわけであります。あとの許可基準は従来消極的な除斥理由であったのを今度は積極的な許可基準にいた

したと、それから従来の法文では不明確でございましていゆる毎年度の公示耕作面積といふものと許可面積とを一致せよといふ規定を「耕作面積の範囲内において」といふふうに入れたわけであります。これによつて次に御説明申し上げますところの異議の申立制度と許可基準の規定とがうらはらにうまく調和することになったわけであります。

次は異議の申立制度でございますが、これは懇談会の御意見通りに「九条の三」として新しく挿入をいたしました規定でございます。一枚めぐつていただきますと、「九条の三」第九條の規定に基いては、当該処分について不服のある者は、当該処分があつたことを知つた日から二週間以内に、大蔵省令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、公社に対して異議の申立をすることができ、2 公社は、異議の申立に対する決定をしたときは、その理由を附記した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない、第八條の許可処分によつて不許可になつた者も、あるいは一部許可処分を受けた者もこの規定によつて異議の申立立てが許されるわけであります。ここに「公社」と書いてございましては、それぞれの地方の専売局といふことございまして、それによつて異議の申立立てに対する決定は書面をもつて通知をするという規定でございます。

それから第十條の規定で、第三項に横に線が引いてございまして、これは単に現行の九條を改正しました結果の条文の整理でございます。

それから第二十六條の二項の「第九條、第九條の二」と書いてございまして、これも条文的整理でござい

ます。それから第三番目の問題といまして、第二十六條の六に「たばこ耕作審議会」の規定を挿入いたしてござい

ます。「公社の總裁の諮問に依り、たばこの耕作に関する重要事項を調査審議するため、公社にたばこ耕作審議会を置く。2 審議会は、前項に規定する事項について、公社の總裁に建議することができ

る。3 審議会は、委員九人以上で組織する。4 委員は、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから公社の總裁が委嘱する。5 委員は、非常勤とする。6 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。この耕作審議会につきましては懇談会でいろいろ御意見を承わつたことと法文上は矛盾いたしておりせん。ただ第四項の耕作者を代表する者が一体幾らの割合であるかということにつきまして、これは法文上には規定いたしてござい

ませんが、われわれ現在考えておりますのは、葉タバコの価格が動くことによりまして、各般に影響する、そのそれぞれの影響を受ける利害關係を申しますか、いろいろな制度上の諸問題を考へていただくためには、ただ単に耕作者だけでなく、学識経験のある者を任命する必要があると思つてござい

ますが、その割合は大体耕作者を代表する者に対してまして、学識経験のある者が一対二というふうな割合で考へております。

それから第三十一條の規定でござい

ますが、これも単に九條の先ほど申し

上げました許可基準の規定が変更された結果の条文整理でございまして、それから第三十四條の二項に「前項の規定は、日本専売公社法第四十三條の二十三の規定による財政法第三條の規定の準用を妨げるものではない。二十二とあり現行の規定を二十三といふに變更しておりますが、これは今度の専売法改正の趣旨とは全く違つた問題でございまして、昨年日本専売公社法の第四十三條の二十一というのを挿入されましたとき、これは直しておくべきであつたのを直してなかつたのでございまして、この際訂正させていただきますという意味の規定でござい

ます。それからその第四十三條以降の横線を引つぱつてあります規定は、先ほど申し上げましたやうな第九條の規定が二つに分れた結果、条文の表現をただ単に整理をしただけでございます。

提案いたしております専売法の一部改正案の中身を、昨年夏いろいろ御教示を賜りましたところとの比較を簡単に申し上げて、補足説明いたしました。

○委員長(河野謙三君) それでは引き続き質疑を行います。

なお、本日はたゞいま説明に当られました村上監理官のほかに、説明員として日本専売公社生産部長の西山君、同じく専売公社の生産課長の櫻園君が出席しておられますから、御了承いただきます。

○江田三郎君 大臣はきょう見えますか。

○委員長(河野謙三君) 見えません。

○江田三郎君 そりすると、これはちよつと大臣に聞かんければならぬと

思つてすけれども、事務当局に聞いてみたところで意味がないと思つて、ちよつと申し上げたいことは、第一にこの専売法の一部改正については、委員の皆さんが御承知のように、前の国会で政府が出して、一べんも審議をしないで廃案になつたわけだ。

その後本委員会に正規に懇談会、名前は懇談会ですけれども、各派の代表が参加されたいわば小委員会のようなものでして、そこできまつたことは、当時の中心になられた杉山委員の方から本委員会へ正規に御報告をされて、議事録へも載つてゐるわけだ。

その内容についてははちろん政府側の方も十分御承知はずなんでありまして、今度提案をされたものは、懇談会で何回も慎重に審議をしてきめた内容とは相当違つたわけだ。そこで、一体そりいう各派から集まつて正規に小委員会、あるいは懇談会といひますか、そりいうものでやつたものとなぜ違つたものをお出しにならなければならぬか、これははちろん法律案は国会で審議をするわけですが、国会であらかじめ前回のいきさつがあつて、ずつと審議を続けて一つの方向が出たものと違つたものを政府の方が出されるといふのは、これは一体政府の方が国会に対して挑戦をしておられるのかどうか。挑戦といふことになりまして、これはわれわれとしましても重大に考へなければならぬ。ただ参議院における本委員会の問題ではなくて、全体の法案の審議と關係があるわけでありまして、また大蔵關係だけについて言ひましても、われわれとしても、衆参両院のわが党所屬の大蔵委員に連絡をとつて、一つの態度をきめていかねば

らばならぬ。あるいは挑戦といふよりなことは言い過ぎであつて、小委員会に参加した者、あるいは委員会に対して政府が、お前たちの方が間違つてゐるのだといふので反省をお求めになつてきておるか。それならそれで、われわれの方が反省しなければならぬのか、政府の方が反省しなければならぬのか、これまた軽々しい問題ではないわけでありまして。

ともかくも、そりいういきさつを考へました場合に、この際政府の責任者から、なぜこりいうよりな経過をとつてこられたかといふことを私ははつきりお聞きしなければ、なかなか事務当局を相手に条文の個々の問題についてお尋ねをするといふわけには、いかに。そこでこりいうは残念なことに大臣が見えておりませんから、私は大臣が見えてから、このことをはつきり政府の態度を聞かしてもらつて、それから一つ態度をきめていきたいと思ひます。いろいろこの内容についてはただすべき問題がありますけれども、そりいう基

本問題がありますから、きょうは答弁は要りません。きょうはあなた方立たぬでもよろしい。私は政府の最高の責任者の答弁を求め、それから次の質問をやりますから、これだけを申し上げるだけで、きょうは答弁はなくてもよろしい。

○委員長(河野謙三君) 大臣は本日衆議院の大蔵委員会の方へ御出席のようでありまして、当委員会としてかねて大臣に出席を本日は求めておりませんでしたので、江田さんの御意見ごもつともと思ひますから、次回までに政府を当局とよく打ち合せまして、できる

だけ次回には大臣に出席を求めように善処しますからどうぞ……。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいま江田先生からおしかりを受けましたけれども、まず第一に、昨年夏も数回呼ばれました、いろいろ御教示を賜つたのでございまして、その懇談会の一番結論と申しますか、紙に御意見をまとめられたものを私拝見いたしましたのでございまして、それが一体どういふ意味を持つのか、それに異なつた提案をいたすのが国会に対してはなはだ失礼なことであるのかどうかといふことにつきまして、私としましては各般の手を尽して、自民の方々にもその他の方々にも御相談を申し上げたわけでございます。まあこの席に杉山委員がいらっしゃいますから、杉山委員から参議院側としてどういふお気持ちで懇談会のいろいろな意見を御示し下さつたのか、お聞きしたいと思ひます。あつたか、お聞き願ひたいと思ひます。あつたか、お聞き願ひたいと思ひます。あつたか、お聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(河野謙三君) 大臣は本日衆議院の大蔵委員会の方へ御出席のようでありまして、当委員会としてかねて大臣に出席を本日は求めておりませんでしたので、江田さんの御意見ごもつともと思ひますから、次回までに政府を当局とよく打ち合せまして、できる

だけ次回には大臣に出席を求めように善処しますからどうぞ……。

○政府委員(村上孝太郎君) ただいま江田先生からおしかりを受けましたけれども、まず第一に、昨年夏も数回呼ばれました、いろいろ御教示を賜つたのでございまして、その懇談会の一番結論と申しますか、紙に御意見をまとめられたものを私拝見いたしましたのでございまして、それが一体どういふ意味を持つのか、それに異なつた提案をいたすのが国会に対してはなはだ失礼なことであるのかどうかといふことにつきまして、私としましては各般の手を尽して、自民の方々にもその他の方々にも御相談を申し上げたわけでございます。まあこの席に杉山委員がいらっしゃいますから、杉山委員から参議院側としてどういふお気持ちで懇談会のいろいろな意見を御示し下さつたのか、お聞きしたいと思ひます。あつたか、お聞き願ひたいと思ひます。あつたか、お聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(河野謙三君) この問題は法案について根本問題でございまして、また後日大臣も出席されますし、その前後におきましても、十分に検討を別の機会にしたいと思ひますから、

○政府委員(村上孝太郎君) ただいま江田先生からおしかりを受けましたけれども、まず第一に、昨年夏も数回呼ばれました、いろいろ御教示を賜つたのでございまして、その懇談会の一番結論と申しますか、紙に御意見をまとめられたものを私拝見いたしましたのでございまして、それが一体どういふ意味を持つのか、それに異なつた提案をいたすのが国会に対してはなはだ失礼なことであるのかどうかといふことにつきまして、私としましては各般の手を尽して、自民の方々にもその他の方々にも御相談を申し上げたわけでございます。まあこの席に杉山委員がいらっしゃいますから、杉山委員から参議院側としてどういふお気持ちで懇談会のいろいろな意見を御示し下さつたのか、お聞きしたいと思ひます。あつたか、お聞き願ひたいと思ひます。あつたか、お聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(河野謙三君) この問題は法案について根本問題でございまして、また後日大臣も出席されますし、その前後におきましても、十分に検討を別の機会にしたいと思ひますから、

○政府委員(村上孝太郎君) ただいま江田先生からおしかりを受けましたけれども、まず第一に、昨年夏も数回呼ばれました、いろいろ御教示を賜つたのでございまして、その懇談会の一番結論と申しますか、紙に御意見をまとめられたものを私拝見いたしましたのでございまして、それが一体どういふ意味を持つのか、それに異なつた提案をいたすのが国会に対してはなはだ失礼なことであるのかどうかといふことにつきまして、私としましては各般の手を尽して、自民の方々にもその他の方々にも御相談を申し上げたわけでございます。まあこの席に杉山委員がいらっしゃいますから、杉山委員から参議院側としてどういふお気持ちで懇談会のいろいろな意見を御示し下さつたのか、お聞きしたいと思ひます。あつたか、お聞き願ひたいと思ひます。あつたか、お聞き願ひたいと思ひます。

他の委員の方で御質疑がありましたらどうぞ。

○平林剛君 江田委員が強調されましたように、根本問題については、いざれ機会をあらためて政府の責任者からお尋ねをするつもりでありますけれども、同僚の大蔵委員の諸賢に対しても、この事情を認識していただくために私は若干の質疑をいたします。

私としては、政府がさきの国会に提出をしたたばこ専売法を一たん引つ返めて、そしてあらためてこの委員会に新しい法律案として提出をしてきたことは、今までの政府の態度から見て、一歩前進であるからその点においては了としておるわけでありませぬ。しかし、それは政府が一歩前進したのではなくて、今までの専売法が明治三十七年に作られてから、あまりにも古い思想と観念で規定をされておることに對して、新しい時代にそぐわなかつた、これが各国民の代表として選ばれた大蔵委員会が中心で議論をされた結果、どうも時代に即さないからこの点は直すべきだといふ最小限度をまゝとめて、そしてそれを示唆したことが政府の新しい法律の再提出という事になったと見るべきがほんとうだと思つたのであります。今、江田委員が指摘されたように、私は政府が、たばこ専売法の改正懇談会として本委員会が設けた委員会の結論を忠実に法律案として提出しなかつたといふことは、これは政党政治の根本問題になりますから、私からも特に遺憾の意を表しておきたい。

今、私どもが議論しようとしておりますのは、政府から提案理由の説明がありましたように、三つの点で違つておるわけでありませぬ。一つは葉タバコ

の収納価格決定の基準を、われわれとしては再生産を確保しなければならぬといふ結論をしたのであります。ところが耕作者が適正な対価を得ることができようにきめるという程度で置きかえてしまつておるということが一つ、もう一つは、たばこ耕作審議会は葉タバコの価格と耕作面積の決定についてその議を経なければならぬ、われわれは結論をつけたのでありますけれども、その意見を聞かなければならぬ、諮問機關的なにおいをして置くべきであつて、これが第二の点です。それから第三は、たばこ耕作審議会の委員の構成については懇談会の結論は、耕作者を代表するものは半数程度に對して、およその意見がまとまつたのに對して、これが今の説明では一対二である、すなわち三分の一である、こういうような説明がしてある。

私どもは、さきの国会に社会党の専売法改正を出しましたことを中心に、懇談会をいろいろ多岐にわたつて法律案としてまとめること以外に、たゞさん今後改善すべき点をまとめたのでありますけれども、この提出された法律案を見るときと、さういふ行政的な措置で改善すべき点も今後さうぶるあいまいなものにされていくといふおそれを感じるのであります。たばこ専売法が明治三十七年にでき上つて以来大きな改正がなかつただけに、これは行政に移された場合に、多分今度の提出法案と同じような、もつとひどいことになりはしないかという疑いをもつて、

一般の国民に与える結果になると思ふので、私はその点について、同僚委員においても十分検討していただきたい

い。特に今、政府の説明はこれは委員に挑戦をしようとするものではないと、こゝで言ひたい。たばこ問題にいたくはなけれども、ときどき村上監理官は、たばこ専売法の改正について、今参議院においては参議院の大蔵委員会でいろいろうやうやいな結論がまとまつておるけれども、おれは案はこゝろいろいろなる、私の案はこゝろだといふふうなことを口にせられたことを私は聞いておるのです。今でも参議院の大蔵委員会の各委員が、あの夏の間一生懸命に議論をして、再生産を確保しなければならぬといふことに結論が一致したので、對して、言葉じりをとらえるわけではありませぬが、私はこれはおかしな思ひといふような発言をされた。絶えずさういふ点にあつたの独善的な考へ方が法律案として浮ひ出ておるような感じを受け取るのであります。さういふ点はあなたはいろいろな手続を済ましたと、こゝろ言ひけれども、やはりそのにおい法律案に出されておるというところを私は強く指摘しておくのであります。

そこで、こまかい法律案についてもいろいろ入りたいのだけれども、どうもさういふ根本的な問題がありますから、私もさういふ以上進めませんが、適当な機会にこの問題点について、はつきりとともに、やっぱり大蔵委員会は懇談会の権威にかけても必要なる正が必要だといふことを強調しておきたいと思ひます。

○委員長(河野謙三君) 答弁は要りませぬ。
○平林剛君 要りませぬ。答弁は求め

○田中茂穂君 私は本格的な審議に付きましては、先ほど委員長のお話のうちに次の機会にすることにいたしました。この機会に私は監理官にちよつとお伺ひしたい点があるのではありません。といひますのは、別な観点から私が申し上げたいことは、先ほど来お話しが申したように、閉会中において相当の改正案の内容について審議を私どももいたしたわけでありませぬ。それに私も自民党の方から参画いたしましたわけでございますが、先ほど監理官のお答えの中で、自民党の方にもよく連絡をとつてあるといふようなお話があつたやうであります。私は詳細な連絡は受けておりませぬ。そこでお聞きしたいのは、閉会中の懇談会をいろいろ論議されたことは、大蔵省のどの辺まで報告をされておるのか、この法案が提案されるに至りましたに付きましては、おそろしく大臣も決裁され、省議で決定いたしましたかと思ひます。しかしながら、あの懇談会の議論の内容があなたから局長までとどまつておるのか、あるいはその上まで行つておるのか、あるいは大臣まで懇談会の議論の内容が行つておるのか、その辺を一つこの機会にお聞きしたいと思いますのであります。

○政府委員(村上孝太郎君) まあとやかく私ども弁解いたしません。ただいまの御質問にお答えしますといふと、もちろんこの法案を提出いたしましたものについては、閣議にはかりませぬが、従つてその決議文書は大臣まで参ります。ただ書類を回すだけであつて、その内容となつておられます重要な事項については、もちろん口頭その他で御説明を申し上げるわけでございます。

○田中茂穂君 もう一回私は確認しておきたいと思ひます。この改正案の内容について上司まで報告してある、それに付

ますが、さういふ意味における法案に付随する説明は、私は次官まで申し上げておりました、それからおそろしくその内容について次官がまた取捨選択されて大臣にお出しになるのだからと思ひますが、私の方としましては、できるだけの措置はとつておりました。

それから先ほど懇談会の意見はこゝろだ、おれはこゝろ思つたといふことを私が発言しているといふことのお話平林委員からございましたけれども、私はあの懇談会におけるいろいろの御意見をまとめた文書がもはや何らの學問的対象にも、あるいはいろいろの法案の法文上の対象にも、もはや議論を許さないものであるといふふうには考へておりませぬ。私がある筋から聞きましたのは、あの意見につきましても、実は最終的な結論にまだなつていないのだといふふうなことを伺ひましたので、私としましては、参議院の懇談会をいろいろ御検討なすつた精神を生かすために、私の立場からベストを尽して、法案を考へればこゝろいふことになるのじゃなからうかといふことを研究し、御意見を申し上げておるわけでございます。それをすべて、まあお前なまゝいさだ、こゝろおつしやればまた別でございますが、私自身も私自身の立場からベストを尽したいといふ気持ちでやつておるわけでございます。さういふ意味におけるいろいろの研究の結果を發表することは一つお許しになつていただきたい、こゝろいふふうにお願ひするわけでございます。

○田中茂穂君 さういふことは、今のお話の中で、この改正案の内容について上司まで報告してある、それに付

随して口頭で懇談会の内容等も申し上げておいた、こういうお答えのようでごさいます、これは非常に重大な問題に今後なろうかと思ひますので、もう一回確認しておきたいことは、あの閉会中の数回のこれに対する懇談会の検討の内容がどこまではっきり上司まで行つておるか、もう一回その点だけお聞きしておきたいと思ひます。

○委員(河野謙三君) 事務次官、政務次官まで行つておられます。政務次官はあの書類を取り寄せられて、いろいろ私にも御質問になつております。だからあそこまでは行つております。

○委員(河野謙三君) 他にも御質問あると思ひますが、先ほどお断わりいたしましたように、根本問題をまず片づけなければなりませんので、この法案につきましても審議は次回に譲りたい、かように思ひますが、御異議ございませんか。

○委員(河野謙三君) 他に御質問がなければ、本案の質疑は本日は一応この程度にとどめて、次回は来たる十八日火曜日、午後一時から開会することとして、本日はこれで閉じたいと思ひます。

午後二時二十三分散会
二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、関税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 一、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案
- 関税法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
関税法の一部を改正する法律
(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項、第八項、第十二項、第十五項及び第十六項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案
経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会及び日本労働協会の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。

第二章 経済基盤強化資金(資金の設置)
第二条 将来におけるわが国の経済基盤の強化に必要な経費に充てる財源の一部を確保するため、経済基盤強化資金(以下「資金」といふ。)を設置する。

(資金の所屬及び管理)
第三条 資金は、一般会計の所屬とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。

(資金への繰入)
第四条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、二百二十億三千万円を限り、資金に繰り入れることができる。

(資金に充てる財源)
第五条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金の預託)
第六条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。
2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

(資金の使用)
第七条 資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰入に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

2 前項の資金の使途の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。
(資金の経理)
第八条 資金の受払は、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、大蔵省令で定める。

(資金の増減及び現在額計算書)
第九条 大蔵大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を翌

年度の七月三十一日までに作成しなければならない。
2 内閣は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

第三章 公庫等の基金(政府の出資)
第十条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人(以下「公庫等」といふ。)に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

- 一 農林漁業金融公庫 六十五億円
- 二 中小企業信用保険公庫 六十五億円
- 三 日本輸出入銀行 五十億円
- 四 日本貿易振興会 二十億円
- 五 日本労働協会 十五億円

(基金の設置)
第十一条 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならない。

- 一 農林漁業金融公庫にあつては、国の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に対して同公庫

が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団体等土地改良事業助成基金
二 中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金
三 日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金
四 日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金
五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

2 農林漁業金融公庫は、非補助小団体等土地改良事業助成基金に係る経理については、政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。
3 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金に係る経理については、一般の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(基金に属する現金の管理等)
第十二条 公庫等は、前条第一項の基金(日本輸出入銀行にあつて

は、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金
三 日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金
四 日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金
五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団体等土地改良事業助成基金
二 中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金
三 日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金
四 日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金
五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団体等土地改良事業助成基金
二 中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金
三 日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金
四 日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金
五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団体等土地改良事業助成基金
二 中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金
三 日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金
四 日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金
五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団体等土地改良事業助成基金
二 中小企業信用保険公庫にあつては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金
三 日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金
四 日本貿易振興会にあつては、同会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金
五 日本労働協会にあつては、同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

は、東南アジア開発協力基金の勘定)に属する現金については、それぞれ次の各号に掲げる金額(公庫等が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合に、その繰替使用中の金額を控除した金額)を下らない金額を、資金運用部に預託して管理しなければならない。

- 一 農林漁業金融公庫にあつては、第十条第一号の規定による出資の額に相当する金額(次条第一項の規定による組入金の額がある場合には、その金額(同条第二項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額)を加算した金額)
- 二 中小企業信用保険公庫にあつては、第十条第二号の規定による出資の額に相当する金額(第十五条第一項ただし書の規定により保険準備基金を取りくずした場合には、その取りくずした金額(同条第二項の規定による組入金があるときは、その金額を控除した金額)を控除した金額)
- 三 日本輸出入銀行にあつては、第十条第三号の規定による出資の額に相当する金額と第十四条第一項に規定する積立金の額との合計額(第三項の規定による運用をした場合には、その運用した金額を控除した金額)

四 日本貿易振興会又は日本労働協会にあつては、第十条第四号又は第五号の規定による出資の額に相当する金額

2 主務大臣は、前項の承認をしよるとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 大蔵大臣は、内閣において決定したところに従い、日本輸出入銀行をして、東南アジア開発協力基金(第十四条第一項に規定する積立金を含む)に属する現金を前条第一項第三号に規定する出資又は投資に運用させることができる。

4 日本輸出入銀行は、当分の間、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八条の規定にかかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

5 前項に規定する事務の執行に要する費用は、日本輸出入銀行の一般の業務に係る勘定において支弁するものとし、その支弁に係る金額は、東南アジア開発協力基金の勘定の負担とする。

(基金の剰余金等の処理)
第十三条 農林漁業金融公庫は、政令で定めるところにより、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金の前条第一項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第十一条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用した金額を差し引いて、なお剰余があるときは、これを当該基金に組み入れなければならない。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第十一条第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用する金額に不足する場合

においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度として、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を当該利子の軽減のために使用することができる。

第十四条 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、日本輸出入銀行法第三十八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

2 日本輸出入銀行は、東南アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額から当該損失の額に相当する金額を減額してこれを整理するものとする。ただし、当該損失の額のうちその整理をすることができない部分の金額は、損失の繰越として整理するものとする。

3 第一項の積立金は、前項本文の規定により減額して整理する場合のほか、取りくずしてはならない。

(基金の取りくずしの制限等)
第十五条 公庫等の基金は、取りくずしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りではない。

一 農林漁業金融公庫が第十三条第二項の規定により非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を使用する場合

二 中小企業信用保険公庫が、その保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、これをうめるためにするとき。

2 中小企業信用保険公庫は、前項第二号の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その保険事業の損益計算上利益を生じたときは、その利益の額に相当する金額を、同号の規定により取りくずした金額に達するまで、同基金に組み入れなければならない。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十二条第五項」を「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第一号)第十条第一号の規定により同法第十条第一項第一号に掲げる非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして出資された六十億円と、第三十二条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の定めるところによらなければならない。

3 日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特別

別

別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第一号)第十一条第一項第三号に規定する東南アジア開発協力基金は、日本輸出入銀行の資本金とする。

3 前項に規定する基金については、この法律に定めるもののほか、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の定めるところによらなければならない。

第十八条の三中「第四条」の下に「第一項」を加える。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 経済基盤強化資金の管理に關すること。

第六条第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 経済基盤強化資金の管理に關すること。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、節用用飾物等の物品税撤廃等に關する請願(第五九三号)

一、熊本県八代市に国民金融公庫支所設置等の請願(第六〇八号)

一、花火類に対する物品税軽減の請願(第六二九号)(第六五四号)(第六五五号)

一、清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に關する請願(第六五八号)(第六五九号)

一、どぶろく絶滅対策に関する請願
(第六八九号)

第五九三号 昭和三十三年一月三十
一日受理

節句用飾物等の物品税撤廃等に関する
請願

請願者 東京都台東区浅草橋三
ノ一日本人形協会
内 山田徳兵衛外一名

紹介議員 天田 勝正君

節句用飾物及び人形類等に対しては現
行百分の二十の物品税が課せられてい
るが、当製造物品は、(一)零細な手工
業であるため物品税の課税継続は業者
の死命を制する重大問題であること、
(二)季節的制約があるため課税の転嫁
ができないこと、(三)製造が容易なた
めしろうと製造品が横行して本業者が
圧迫を受け、結果的に納税を不可能に
していること、(四)「みなし製造」の法
律があるため製造力をばらばら課税が困
難なこと、(五)伝統的文化財保護の見
地及び児童育成文化財としても課税は
妥当でないこと等の理由により、本製
造物品に対する物品税を全面的に撤廃
するか、もしその撤廃が困難なとき
は、税率を百分の五、課税最低限を一
個につき三千円、一組につき九千円に
改訂し、又みなし製造の課税から除外
せられたいとの請願。

第六〇八号 昭和三十三年二月三日
受理

熊本県八代市に国民金融公庫支所設置
等の請願

請願者 熊本県知事 桜井三郎
外二名

紹介議員 森中 守義君

国民金融公庫の融資が低利であり、か

昭和三十三年二月十七日印刷

つ、借入申込等の手続きが簡素なため
中小企業者の需要が激増しその利用が
熊本県下全般に普及されているが、本
県中小企業の振興飛躍のため、八代市
に国民金融公庫支所を新設するととも
に、その資金わくの拡大について考慮
せられたいとの請願。

第六二九号 昭和三十三年二月三日
受理

花火類に対する物品税軽減の請願

請願者 熊本県玉名郡南関町豊
永八七八 林義広外二
名

紹介議員 森中 守義君

花火類は現在第二種丙類第二十一号該
当物品として三割の物品税が課せられ
ているが、製品そのものはいわば一種
の工芸品ともいえるべく、かつ火薬類取
締法に基く規制を受ける関係上一般商
品のようにメーカー、問屋、小売の段
階的販売制度が存在しないばかりでな
く、業界の因習と製品の特異性に起因
する地盤の確保というような業者間の
過当競争が避けられないので、自然税
そのものの消費者への転嫁が事実上不
可能なばかりでなく、業者はいずれも
一部少数業者を除き従業員五名程度に
過ぎない農業等を兼業とする零細企業
であつて、危険な作業と採算の採れな
い事業を職人気質によつてのみ維持し
ているため、現行三割の税率は高きに
失し本税の賦課が常に業態の縮小と納
税の困難を招いている現状であるか
ら、本税率を一割に引き下げられたい
との請願。

第六五四号 昭和三十三年二月五日
受理

花火類に対する物品税軽減の請願

請願者 福岡県八女市長峰字吉
田一五隈本火工株式会社
社内 隈本教幸外十九
名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じ
である。

第六五五号 昭和三十三年二月五日
受理

花火類に対する物品税軽減の請願

請願者 福岡県朝倉郡朝倉村下
町一、九四八 野上喜
一郎外十九名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第六二九号と同じ
である。

清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関す
る請願、

請願者 横浜市南区堀の内町一
ノ六四神奈川県清涼飲
料工業会内 竹島幸男
紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第六五八号と同じ
である。

第六八九号 昭和三十三年二月六日
受理

どぶろく絶滅対策に関する請願

請願者 福島県会津若松市上大
和町七 新城猪之吉

紹介議員 石原幹市郎君

政府は、昭和三十三年度焼酎、合
成酒、清酒二級の減税を発表したが、
これはほとんど表面を取り繕うに過ぎ
ない少額で密造減少の効果は期待でき
ないから、この際米酒交換方式(農家
の保有米一斗を還元し清酒一斗に酒
税百五十七円五十銭を納入させる)を
採用してどぶろく密造を絶滅せられた
いとの請願。

市場において清涼飲料(ラムネ)と競合
する飲食品がすべて無税であるのに、
わずか小売五円又は十円の子供ラムネ
に課税されているのは無業であるばか
りでなく、清涼飲料水製造業者は小企
業が多く、過当競争の激化によつてこ
れらの業者は滅亡の一步前に直面して
いるから、中小企業擁護対策の一環と
して是非、ラムネの廃税、ジュース
の免税点の引上げ措置等を講ぜられたいとの請願。

第六五九号 昭和三十三年二月五日
受理

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局